

平成15年8月8日
農林水産省消費・安全局

カナダにおけるBSEの発生を契機とする米国との協議の結果について

<資料>

- カナダにおけるBSEの発生を契機とする米国との協議の結果について
- 日・米・加間の生体牛・牛肉の流通状況
- 牛肉輸出証明プログラム イメージ図

問い合わせ先

消費・安全局衛生管理課

国際衛生対策室 国際衛生班

担当者 吉田 和弘

代表 03 - 3502 - 8111

内線 3194

直通 03 - 3502 - 8206

カナダにおける B S E の発生を契機とする米国との協議の結果について

平成 1 5 年 8 月 8 日
消費・安全局

1 . 本年 5 月 2 0 日にカナダにおいて B S E が発生して以来、我が国としては、直ちにカナダからの牛肉等の輸入を停止するとともに、米国経由でカナダ産の牛肉等が輸入されることのないよう、万全な体制を確立すべく、米国と鋭意協議を進めてきたところである。

2 . とくに、7 月 1 0 日の亀井農林水産大臣とヴェネマン農務長官との会談を踏まえて、実務レベルでの協議を濃密に行ってきた。

3 . その結果、

(1) 米国は

5 月 2 0 日以来行っているカナダからの生体牛の輸入禁止措置を継続する。

農務省（農業マーケティング局）が、米国内でと殺された牛肉と輸入牛肉を分離するためのガイドラインを作り、これを遵守している食肉業者については、そのことを農務省が実地検査等を行った上で認証する仕組みを作る。

の認証を受けた食肉業者の牛肉について、農務省（食品安全検査局）が、「この積み荷は、米国内でと殺された牛に由来する肉のみを含む」旨を記載した輸出証明書を発行する。

（ 、 の措置（牛肉輸出証明プログラム）は 9 月 1 日から実施する予定）

(2) 我が国は

の輸出証明書のついている牛肉のみの輸入を認める。

（この措置は 9 月 1 日から実施する予定）

ということで合意に達した。

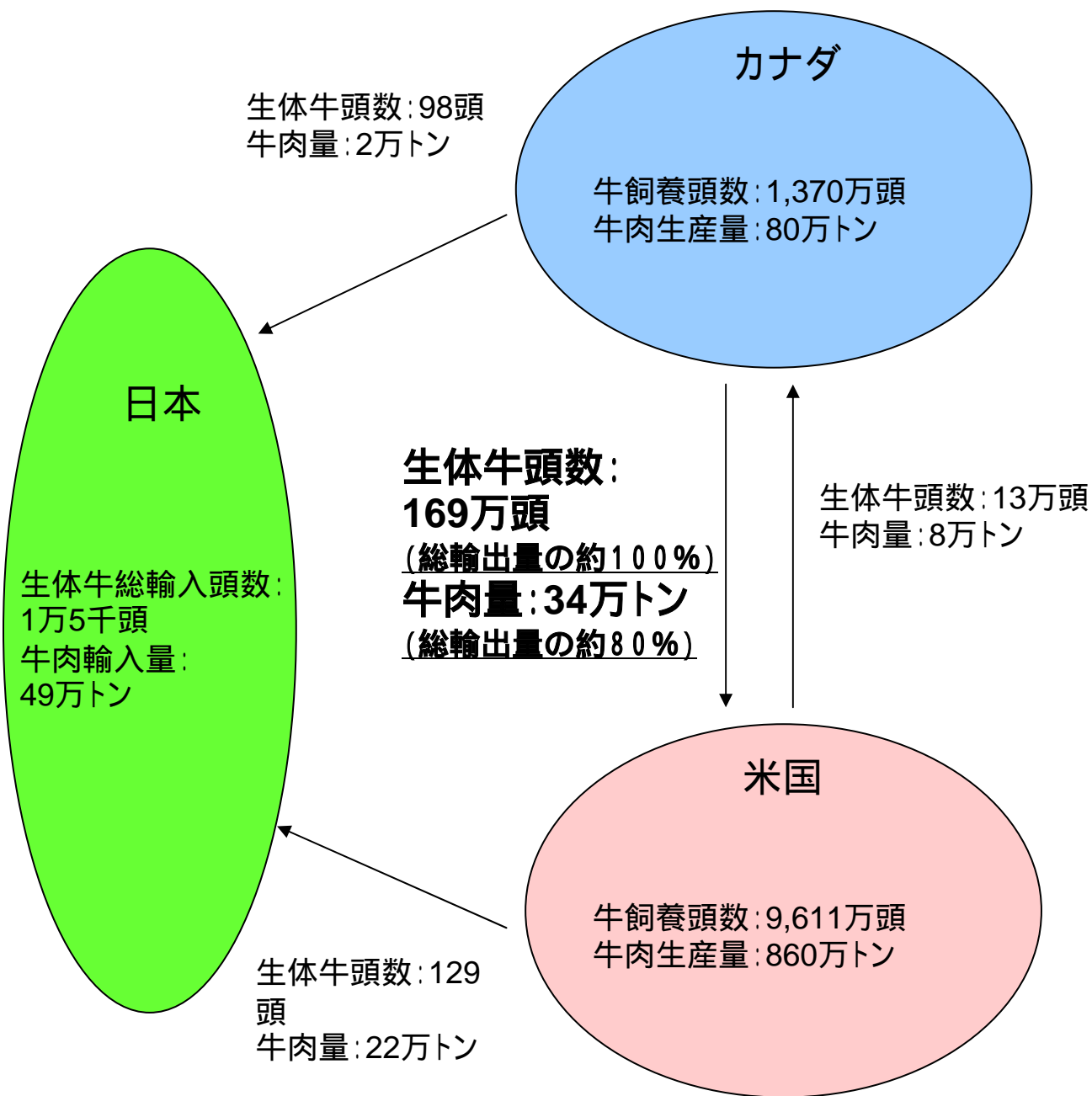
（更に、農林水産省の担当官を米国に派遣し、米国の牛肉輸出証明プログラムが的確に機能するかどうかの最終確認を行った。）

4 . 我が国としては、以上の措置により、カナダ産の牛肉等が米国経由で我が国に輸入されることのない、万全の体制が確立できたものと考えている。

5 . なお、米国では、以上の措置が講じられることを前提として、カナダから米国への牛肉の輸入を再開する（生体牛は輸入しない）こととしていると承知し

ている。

日・米・加間の生体牛・牛肉の流通状況



注)牛肉量は部分肉ベース(2002年)

牛肉輸出証明プログラム イメージ図

